

南丹市教育委員会

教育委員会日程

今回の教育委員会の日程をお知らせします。

平成 30 年第 10 回定例会を開催します。

■日 時■

平成 30 年 10 月 24 日（水）午後 3 時 30 分から

■会 場■

南丹市役所 2 号棟 1 階 教育委員会議室

■主な予定案件■ ※案件は事情により変更となる場合があります。

- 報告事項
 - ・ 日程報告 等
- 議事
 - 規則改正について 等
- その他

■傍聴受付■

会場付近にて受付いたします。

（当日会議開催予定時刻の 15 分前にはお越しいただきますようご協力願います。）

■傍聴について■

- ・ 傍聴される場合は、「南丹市教育委員会傍聴人規則」（別紙）を遵守いただきますようお願いいたします。

■その他■

- ・ 会場内満席となる程度の傍聴希望があった場合には、恐れ入りますが入場制限をさせていただくことがございます。予めご了承ください。

〔お問い合わせ〕

南丹市教育委員会 教育総務課

電話番号：0771-68-0055

○ 南丹市教育委員会傍聴人規則 ○

平成18年1月1日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、南丹市教育委員会会議規則(平成18年南丹市教育委員会規則第2号)第16条第2項の規定に基づき、傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の不許可)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他委員長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の数の制限)

第4条 傍聴席が満席となったときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 教育長の許可なく会議場において写真、映画等の撮影、録音等の行為を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(教育長の退場命令)

第6条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。